

岩国市水道条例（抜粋）

（料金の算定）

第 28 条 （省略）

- 2 集合住宅及びこれに類するもの（以下「集合住宅等」という。）において、1 個のメーターを生活用に共用する場合、次に定めるものの料金は、当該集合住宅等の戸数に応じて算定した額の合計額とする。
 - （1） 受水槽以下の装置を設置するもの
 - （2） 管理者が特に必要と認めたもの
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。
- 4 第 2 項の規定の適用を受けている者は、集合住宅等の戸数に異動があったときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

岩国市水道条例施行規程（抜粋）

（集合住宅等の適用基準及び料金算定）

- 第 21 条 条例第 28 条第 2 項に規定する「集合住宅及びこれに類するもの」とは、一つの建物内に 2 戸以上の住宅を有するアパート、住宅団地等（以下「集合住宅等」という。）をいう。
- 2 条例第 28 条第 2 項第 1 号に規定する「受水槽以下の装置を設置するもの」とは、次の各号に定める要件に適合するものをいう。
 - （1） 受水槽、高置水槽、圧力水槽のいずれかが設置されているもの
 - （2） 各戸に私設（参考）メーターが設置されているもの
- 3 条例第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「管理者が特に必要と認めたもの」とは、第 1 項に規定する基準を満たす集合住宅等に準ずる施設において、次の各号に定める要件に適合するものをいう。
 - （1） 高齢者等に対し介護や支援を行う専用建築物であること。
 - （2） 各戸に給水栓が設置されているもの
- 4 集合住宅等の算定基準は、条例別表第 1 のメーター口径 13 ミリメートルの料金を適用し、料金算定に関する取扱いは別に定める。

岩国市水道局集合住宅等の料金算定に関する取扱要綱（抜粋）

（趣旨）

- 第 1 条 この要綱は、岩国市水道条例施行規程（平成 18 年水道局規程第 46 号）第 21 条の規定に基づき、集合住宅等の料金算定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において、「集合住宅等」とは、住宅団地、アパート等の住宅の用に供されている建物で、受水槽、高置水槽、圧力水槽のいずれかが設置されており、第 4 条において申請する各戸に私設（参考）メーターが設置され、生活用水として使用されているもの及びこれに類するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱により適用を受けることができる集合住宅等は、次の各号のいずれかに適合していなければならない。

(1) 一の給水装置で水道を専ら生活用水に使用している場合で、すべて独立した世帯（独身寮を除く。以下「普通住宅」という。）により構成されているものであり、普通住宅と店舗及び事務所等（以下「店舗等」という。）が併用している場合は、普通住宅戸数が全体の半数を超えるもの。ただし、この場合においては、普通住宅部分について適用し、店舗等については適用しない。

(2) 高齢者等に対し介護や支援を行う専用建築物（有料老人施設及び入居者専用の医療機関との併用施設を含む。）で、以下のいずれにも該当するもの。

ア 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法のいずれかの適用を受けている施設であること。

イ 各戸（各居室）に給水栓が設置されている施設であること。

ウ 長期入所の居室がある施設であること。（デイサービスを除く。）

(申請)

第4条 使用者の代表者（以下「代表者」という。）は、前条による適用を受けようとするときは、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に別記様式の集合住宅等料金算定適用申請書（新規・変更・中止）を提出し、承認を得なければならない。

(審査)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは、その要件について審査を行い、その結果を申請者に通知する。

(調定の実施)

第6条 前条の審査において認定された場合、調定については認定後の次期算定分から実施する。

(代表者の届出事項)

第7条 前条の認定を受けている者は、戸数に異動があったときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集合住宅等の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1号の普通住宅と店舗等が併用している場合は、普通住宅入居戸数が全体の半数以下となったとき。

(2) 第3条第2号の専用建築物の許認可事項が変更、又は取り消しになったとき

(3) 第5条の審査において、入居戸数が1となったとき。

(4) 第7条の届出を怠ったとき。

(5) 第7条の届出後において、審査を拒み、又は妨げたとき。

岩国市下水道条例（抜粋）

(使用料算定の特例)

第17条 （省略）

2 （省略）

3 受水槽以下の装置を有するアパート等住宅の用に供されている建物の使用料の算定は、岩国市水道条例第28条第2項の規定を準用する。